

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正

農林水産部 農林技術課

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大していることから、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く）に限り、「土地改良事業請負工事機械経費算定基準（昭和58年2月28日付け58構改D第147号）」第5、もしくは「森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け林整計第134号）」第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当たり損料に100分の105を乗じて得た額を超えない範囲で補正することとします。

○対象工事

福島県が発注する工事（土地改良事業等請負積算基準、森林整備保全事業設計積算要領により予定価格を算出する工事に限る。）

○適用年月日

平成26年5月15日以降に起工する工事

○補正内容

補正後の運転1時間（日）当たり換算値損料及び供用1日当たり換算損料の計算方法は下記のとおりとする。

【計算式】

運転1時間（日）当たり換算値損料（補正後）

$$= \{ \text{運転1時間（日）当たり損料} \times 5/100 \} + \{ \text{運転1時間（日）当たり換算値損料} \}$$

供用1日当たり換算値損料（補正後）

$$= \{ \text{運転1時間（日）当たり損料} \times 5/100 \times \text{運転時間（日）} \} + \{ \text{供用1日当たり換算値損料} \}$$

注1）換算値損料（補正後）は、四捨五入し、有効数字3桁とする。

※計算例 1,948.6円 ÷ 1,950円

注2）運転時間（日）＝年間標準の運転時間（日数）÷年間標準の供用日数（小数点第2位四捨五入）

注3）ダンプトラックのタイヤ損耗費には補正を乗じない。